

証券コード 7347
2025年3月7日
(電子提供措置の開始日2025年2月27日)

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
株式会社マーキュリアホールディングス
代表取締役 豊 島 俊 弘

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.mercuria.jp/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「マーキュリアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7347」を入力・検索し、「基本情報」、「総覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日の出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年3月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所	東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズ」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。)
3. 目的事項	
報告事項	1. 第4期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第4期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件
第8号議案	会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

書面により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に対する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動及び社会活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要の回復、実質賃金のプラス化などにより、国内経済は緩やかな回復基調で推移しております。一方で、ウクライナ情勢の長期化に加え、中東情勢の緊迫化等による資源価格の高騰に伴う継続的な物価上昇や急激な為替相場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいて、子会社である株式会社マーキュリアインベストメントが管理運営を行う株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行を中心と組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」において保有する株式を売却したことにより、成功報酬ステージに到達し、当該ファンドからの成功報酬及び当該ファンドに対するセイムポート投資を通じたファンド投資持分利益を計上しました。また、同じく子会社である株式会社マーキュリアインベストメントが管理運営を行う本邦中堅企業等の事業承継をテーマとした「マーキュリア日本産業成長支援2号投資事業有限責任組合（バイアウト2号ファンド）」において、事業会社への新たな投資を行いました。小型機を主な投資対象とする航空機ファンドの2号ファンドにおいては、4機目の航空機の買い付けを行い、ポートフォリオ構築を完了しました。

新規ファンドにおいては、日本の物流・サプライチェーン領域の課題解決を目指すベンチャー企業等への支援を行うことを目的とした、「マーキュリア・サプライチェーン投資事業有限責任組合」を組成するとともに、事業会社への投資を行うなど、マクロ環境に沿った投資戦略に基づく事業企画を行いました。

自己投資事業においては、日本、アジアを中心としたグリーンアソシエイション構築に寄与し、投資家へグリーンアソシエイション事業への投資機会を創出することを目的としてグリーンアソシエイションの開発会社への出資を行いました。一方で、中国不動産市場の悪化による影響が、香港REIT市場全般にも波及し、Spring REITについてもその影響でユニット単価が下落したことにより、その時価変動が営業原価に計上されることとなりました。加えて、当社グループが運用するファンドで投資評価損失を計上したことから、セイムポート投資を通じたファンド投資持分損失を計上しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、営業収益5,565,871千円（前期比4.7%

減）、経常利益1,156,703千円（前期比23.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益505,721千円（前期比52.1%減）となりました。対前期比では、営業収益の減少については、主に自己投資事業におけるリファイナンスに伴うリストラクチャリングの過程で、Spring REIT ユニットの譲渡取引を前連結会計年度において行った結果、多額の営業収益を計上したことによるものであります。また、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の減少については、主に前述したSpring REITのユニット単価下落による営業原価への計上、セイムポート投資を通じたファンド投資持分損失の計上及び物価高騰に伴う人件費の増加等によるものであります。

② 設備投資の状況

重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第1期 (2021年12月期)	第2期 (2022年12月期)	第3期 (2023年12月期)	第4期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
営業収益(千円)	4,169,925	4,598,442	5,842,006	5,565,871
経常利益(千円)	1,816,815	2,207,508	1,520,356	1,156,703
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,304,427	1,562,581	1,055,031	505,721
1株当たり当期純利益(円)	77.12	76.48	53.99	26.15
総資産(千円)	18,010,126	19,983,067	19,655,351	21,053,377
純資産(千円)	15,821,445	17,542,086	18,240,829	18,896,295
1株当たり純資産(円)	733.92	829.16	883.56	904.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。
3. 第2期の期首から収益認識に関する会計基準等を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第1期 (2021年12月期)	第2期 (2022年12月期)	第3期 (2023年12月期)	第4期 (当事業年度) (2024年12月期)
営業収益(千円)	833,904	1,506,533	2,961,859	1,003,631
経常利益(千円)	484,868	1,014,618	778,682	13,428
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	654,548	718,836	634,443	△144,875
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	38.44	35.18	32.47	△7.49
総資産(千円)	16,013,754	16,615,204	15,658,074	15,433,805
純資産(千円)	14,832,088	15,013,506	15,162,456	14,616,021
1株当たり純資産(円)	709.27	748.67	783.74	755.42

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第2期より株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マーキュリアインベストメント	100,000千円	100.0%	投資運用事業
Spring Asset Management Limited	HK\$ 9,000千	80.4%	投資運用事業
MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.	RMB 828千	100.0%	投資運用事業
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.	THB 10,000千	※99.9%	投資運用事業
ADC International Ltd.	51,537千円	※100.0%	投資運用事業
Cross-border Investment & Consulting Holding	THB 108,944千	100.0%	投資運用事業

(注) 1. ※印の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特 定 完 全 子 会 社 の 名 称	株式会社マーキュリアインベストメント
特 定 完 全 子 会 社 の 住 所	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
当 社 に お け る 特 定 完 全 子 会 社 の 株 式 の 帳 簿 價 額	3,469,366千円
当 社 の 総 資 産 額	15,433,805千円

(4) 対処すべき課題

(1) 経営方針

当社グループは、「世界に冠たる投資グループへ」をビジョンに、「ファンドの力で、日本の今を変える」をミッションに掲げ、4つの経営理念「幸せの総量を最大化する」、「クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）」、「全ては事業のために」、「5年後の常識」の下、経営に取り組んでおります。

「世界に冠たる投資グループへ」では、オルタナティブ（代替）投資でのアルファ（超過利益）の獲得を追求し、投資資金が有効に使われて循環することで、ファンドの投資家ののみならず、投資先並びに当社グループの株主をはじめ様々なステークホルダーの皆様にリターンを分配する、世界に冠たる投資グループを目指します。

「ファンドの力で、日本の今を変える」では、日本に「今」存在する事業には大きな潜在価値があります。それを引き出し、日本を活気溢れる国にすることが私たちのミッションです。グローバリゼーションに伴って世界がつながるからこそ、日本の持つユニークな良さが注目されて高く評価されています。

一方で、伝統的な企業経営の在り方にも変革が求められています。わが国経済が国境や世代を超えて発展するためには、長期資本の力が不可欠です。当社グループでは、日本の上場企業として傘下にオルタナティブファンドマネージャーを擁し、流動性の低い国内事業や資産に長期の投資資金を呼び込み、その変革を促進することで、日本が持つ潜在的な価値を引き出し、日本を活気溢れる国にすることをミッションとしています。

(2) 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場区分変更時の新株発行により調達した自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

中長期的な経営戦略としては、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬の最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図り、③運営ファンドへの自己投資（セイムポート投資）に係る収益の更なる拡大を図ることで、成長性の観点からは5年平均当期純利益を、安定性の観点から自己資本をそれぞれ目標経営指標として掲げております。

(3) 対処すべき課題

①運用管理資産の増加と運用パフォーマンスの向上

当社グループは2016年の東京証券取引所への上場以降は、上場時及び一部指定時の公募増資により調達した約48億円の資金を用いて、バイアウトファンド、航空機ファンド、エヌクス・インフラ投資法人等の新ファンドを順調に組成してきた他、上場前に組成したグロースファンドや金融危機時に組成したバリュー投資ファンドからの約65億円の成功報酬を実現することで安定した業績を展開してきました。

2021年には持株体制へ移行するとともに、公募増資を行うことで更なる成長へ向けた体制整備及び資金調達を行い、2022年には公募増資により調達した約20億円の資金を用いて、バイアウトファンド、航空機ファンドの後継ファンドの組成を開始しました。

今後においては、2022年に組成したバイアウトファンド及び航空機ファンド等に加えて、マクロ環境を捉えた新ファンドを企画、組成することにより、運用管理資産を増加させること、より多くの成功報酬を実現すべく、上場後に組成したファンドの運用パフォーマンスを高めることが、それぞれ重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するためには、運用管理資産の増加については、従前は銀行を中心であったファンド投資家層を、保険会社等の銀行以外の金融機関、年金基金、大学、財団、更には個人まで拡大すべく、営業基盤と顧客管理の強化を、また、運用パフォーマンスの向上については、投資プロフェッショナルが個人ではなく、組織として活躍できる環境を醸成すべく、経営資源の機動的配分とノウハウの共通化を、それぞれ持株会社体制プラットフォームにおいて確立、整備することが必要不可欠であると考えております。

②オルタナティブ投資に対する理解の促進

当社グループはマルチストラテジーのファンド運用会社ですが、ファンドにおける主たる投資対象はプライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産等のオルタナティブ資産になります。オルタナティブ資産は、国内外の株式、債券という伝統的な市場金融商品に対して、長期の投資期間を必要とし、流動性は劣りますが、投資対象を適切に管理することにより高いリターンが見込まれます。

欧米を中心とする海外では、オルタナティブ投資に対する理解が進み、投資家のポートフォリオにおけるオルタナティブ資産の割合が高まっておりますが、日本では海外と比較して、オルタナティブ投資に対する理解が進んでおらず、社会的には、事業承継などのオルタナティブ

投資資金へのニーズが高まっているにも関わらず、機関投資家に対するオルタナティブ投資の浸透は依然として低い水準にあります。今後の当社グループが事業拡大を図り、投資家層を拡大する上においては、日本の構造変化に対して当社グループのようなオルタナティブファンドマネージャーが果たしている役割に対する社会や市場からの理解を高めることが重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するために、当社グループはオルタナティブ投資における国内のリーディングカンパニーとして、IR/PR活動において、ニュースリリース、セミナー等を通じてオルタナティブ投資に対する理解を促進するための積極的な情報発信を行うとともに、Spring REITやエネクス・インフラ投資法人に続く投資戦略を投資機会として提供し続けるべく、「ファンドの力で、日本の今を変える」という当社グループのミッションの達成のために、社会的認知を促進していくことが必要不可欠と考えております。

③プライム市場の上場維持基準適合へ向けて

当社グループは東京証券取引所の市場再編において、プライム市場を選択しましたが、2024年12月末時点においてプライム市場の上場維持基準である流通株式時価総額100億円以上の基準を充たしているものの、引き続き、当社が中長期的な企業価値の向上を図る上においては、その前提として当社がプライム市場の上場維持基準を充足することが重要な経営課題になるものと考えております。

これらの課題に対処するために、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書に記載の通り、①成功報酬の最大化、管理報酬の積み上げ、自己投資収益の拡充による中期利益計画の達成、②ビジョン、ミッション及び経営理念を基礎としたIR/PRの充実による市場評価の浸透、③持株会社をプラットフォームとした機動的な資本政策による成長基盤の確立を図ることが必要不可欠であると考えております。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社は持株会社であり、マーキュリアインベストメントグループの各事業を営む会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。また当社グループは、ファンド運用事業、自己投資事業を主な事業としております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
ファンド運用事業	投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等のファンド運用を行っております。
自己投資事業	主に当社グループが管理運営を行うファンドに対して自己投資を行っております。

(6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

会社名	所在地
株式会社マーキュリアインベストメント	東京都千代田区
Spring Asset Management Limited	Hong Kong, China
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	Beijing, China
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
SMT Asset MANAGEMENT Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
ADC International Ltd.	Cayman Islands
CF Focus Limited	Cayman Islands
China Fintech L.P.	Cayman Islands
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands
互金（蘇州）投資管理有限公司	Suzhou, China
マーキュリアシニアマネジメント投資事業組合	東京都千代田区
Cross-border Investment & Consulting Holding	Cayman Islands

(7) **使用人の状況** (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
全 社 (共 通)	119 (1) 名	4名増

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
23 (0) 名	1名増	44歳	5.4年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、子会社からの兼務出向者については、子会社での勤続年数を通算しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 45,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,549,900株
- ③ 株主数 20,733名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本政策投資銀行	4,200,000株	21.17%
伊藤忠商事株式会社	2,426,000株	12.23%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,306,700株	6.59%
GOLDMAN, SACHS INTERNATIONAL	1,256,700株	6.33%
豊島俊弘	625,600株	3.15%
三井住友信託銀行株式会社	582,000株	2.93%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	557,400株	2.81%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	524,756株	2.64%
合同会社ユニオン・ベイ	424,000株	2.14%
石野英也	363,000株	1.83%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(1,706,521株)を控除して計算しております。
2. 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により49,800株増加しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の持株数のうち、495,256株は株式報酬制度の信託財産であり、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	豊 島 俊 弘	代表取締役 株式会社マーキュリアインベストメント 代表取締役 Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 代表取締役会長 株式会社マーキュリアアドバイザリー 取締役 Mercuria SG Pte.Ltd. Director Mercuria (Thailand) Co., Ltd. Authorized Director
取締役	石 野 英 也	取締役 資産投資統括 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役 Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director ADC International Limited Director エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 取締役
取締役	小 山 潔 人	取締役 事業投資統括 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役 株式会社ビジネスマーケット 取締役 CF Focus Limited Director
取締役	島 田 昂 樹	株式会社日本政策投資銀行 企業投資第2部課長
取締役	石 原 靖 史	伊藤忠商事株式会社 住生活経営企画部長代行
取締役	岡 橋 輝 和	株式会社インフォマート 社外取締役 山九株式会社 社外取締役
取締役	佐 々 木 敏 夫	
取締役	大 西 利 佳 子	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役
常勤監査役	石 堂 英 也	株式会社マーキュリアインベストメント 監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	増田健一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 中外製薬株式会社 社外監査役 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役
監査役	藤村健一	三井住友信託銀行株式会社 執行役員 MFA株式会社 専務執行役員

- (注) 1. 取締役 島田昂樹氏、石原靖史氏、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び大西利佳子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 石堂英也氏及び監査役 増田健一氏及び藤村健一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 石堂英也氏及び監査役 藤村健一氏は、金融機関にて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 増田健一氏は、弁護士の資格を有しております、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏、大西利佳子氏、石堂英也氏、増田健一氏及び藤村健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2024年3月25日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の木村元彦氏及び赤松和人氏は任期満了により退任し、新たに島田昂樹氏及び石原靖史氏が社外取締役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員、及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担をしております。

当該保険契約により、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が補償されることとなります。

なお、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為、法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の免責事由としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			
			基本報酬	業績連動型 現金報酬	株式報酬	役員賞与
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	88,429 (17,280)	88,429 (17,280)	- (-)	- (-)	- (-)
監査役 (うち社外監査役)	2 (2)	12,874 (12,874)	12,874 (12,874)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	8 (5)	101,302 (30,154)	101,302 (30,154)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内(うち、社外取締役分は年額100百万円以内) (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただ

いております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役4名）であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第1回定期株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役3名）であります。
4. 取締役の支給人員は無報酬の社外取締役2名を、監査役の支給人員は無報酬の社外監査役1名をそれぞれ除いております。
5. 取締役（社外取締役を除く。）3名は、上記表中の報酬とは別に、2024年1月1日から2024年12月31日までに、連結子会社からの報酬等129,627千円が支給されております。
6. 取締役（社外取締役を除く。）2名は、上記表中の報酬とは別に、2024年1月1日から2024年12月31日までに、連結子会社からの使用人給与100,575千円が支給されております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度である2024年1月1日から2024年12月31日までに、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は4,382千円あります。

ニ. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

当社では役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

その決定方法は、取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて取締役会の委任を受け報酬委員会で決定しております。

報酬委員会は、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めるため、社外取締役及び社外有識者が過半を占めており、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和、社外取締役大西利佳子及び社外有識者中村明子の4名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

報酬委員会における報酬の決定に際しては、社外取締役及び社外有識者を含む委員に加えて、当社の常勤監査役も出席し、審議の透明化を図りつつ、適切な関与・助言を得ることのできる体制としております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていくことから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると相当であると判断しております。

また、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

取締役（社外取締役を除く）の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

1. 基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

2. 業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

3. 株式報酬

株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

4. 役員賞与

当社グループが管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各役員に対して相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は、職責に鑑み基本報酬のみで構成されています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役島田昂樹氏は、株式会社日本政策投資銀行の企業投資第2部課長であります。同社は当社の株式を21.17%（持株比率）を有する主要株主であります。
- ・取締役石原靖史氏は、伊藤忠商事株式会社の住生活経営企画部長代行であります。同社は当社の株式を12.23%（持株比率）を有する主要株主であります。
- ・取締役岡橋輝和氏は、株式会社インフォマートの社外取締役及び山九株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大西利佳子氏は、株式会社コトラの代表取締役、株式会社ベルパークの社外取締役、株式会社東和銀行の社外取締役及び株式会社キーストーン・パートナーズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。なお、株式会社コトラと当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントとの間で、コンサルティング業務に関する取引関係がありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、同社との取引の金額は、直近事業年度における当社連結売上高及び同社売上高の1%未満と僅少

であり、特別の関係はありません。

- ・監査役増田健一氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業のパートナー、株式会社ブリヂストンの社外取締役、中外製薬株式会社の社外監査役及びあすかコーポレイトアドバイザリー株式会社の社外監査役であります。当社グループと増田健一氏がパートナーを務めるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業との間には、弁護士業務等の取引がございますが、同事務所との取引の金額は、直近事業年度における当社連結売上高及び同事務所売上高の1%未満と僅少であり、特別の関係はありません。また当社とその他の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社の執行役員であります。同社は当社の発株式を2.93%（持株比率）を有する株主であります。また、同氏はMFA株式会社の専務執行役員でありますが、当社との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 島 田 昂 樹		2024年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関での経験に基づき助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 石 原 靖 史		2024年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、商社での経験に基づき助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 岡 橋 輝 和		当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された指名委員会1回、報酬委員会2回の全てに出席し、役員の選任や報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に際し、適切な役割を果たしております。
取締役 佐々木 敏 夫		当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された指名委員会1回の全てに出席し、役員の選任に関する手続の透明性及び客観性の確保に際し、適切な役割を果たしております。
取締役 大 西 利 佳 子		当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の報酬委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された報酬委員会2回の全てに出席し、報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に際し、適切な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
監査役 石 堂 英 也	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行っております。
監査役 増 田 健 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき主に法律面において質問・発言を行っております。
監査役 藤 村 健 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計において質問・発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あづさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,250,164	流 動 負 債	1,410,010
現 金 及 び 預 金	3,365,405	未 払 金	309,067
営 業 未 収 入 金	740,844	未 払 費 用	546,984
営 業 投 資 有 価 証 券	15,101,963	未 払 消 費 税 等	102,813
営 業 貸 付 金	868,326	未 払 法 人 税 等	355,620
立 替 金	72,760	前 受 収 益	4,016
そ の 他	100,867	そ の 他	91,509
固 定 資 産	803,213	固 定 負 債	747,073
有 形 固 定 資 産	136,252	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	102,000
建 物	118,501	役 員 株 式 報 酬 引 当 金	215,294
工具、器具及び備品	17,751	従 業 員 株 式 報 酉 引 当 金	35,000
無 形 固 定 資 産	768	退 職 給 付 に 係 る 負 債	216,227
ソ フ ト ウ エ ア	768	長 期 未 払 金	70,000
投 資 そ の 他 の 資 産	666,194	長 期 預 り 金	25,110
投 資 有 価 証 券	272,461	繰 延 税 金 負 債	81,701
敷 金 及 び 保 証 金	96,477	そ の 他	1,740
繰 延 税 金 資 産	283,933	負 債 合 計	2,157,083
そ の 他	13,322	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	21,053,377	株 主 資 本	16,336,050
		資 本 金	4,073,650
		資 本 剰 余 金	4,422,648
		利 益 剰 余 金	9,474,510
		自 己 株 式	△1,634,759
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,171,566
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	456,090
		為 替 換 算 調 整 勘 定	715,476
		新 株 予 約 権	29
		非 支 配 株 主 持 分	1,388,651
		純 資 産 合 計	18,896,295
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,053,377

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	5,565,871
営業原価	1,039,303
営業総利益	4,526,568
販売費及び一般管理費	3,551,252
営業利益	975,316
営業外収益	
受取利息 息	15,977
受取配当金	19,071
為替差益	129,471
賃料収入	919
持分法による投資利益	24,809
その他の	2,022
	192,269
営業外費用	
支払利息 息	4,827
その他の	6,055
	10,882
経常利益	1,156,703
税金等調整前当期純利益	1,156,703
法人税、住民税及び事業税	420,176
法人税等調整額	131,758
当期純利益	551,934
非支配株主に帰属する当期純利益	604,769
親会社株主に帰属する当期純利益	99,048
	505,721

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,472,997	流 動 負 債	672,692
現 金 及 び 預 金	381,180	未 払 費 用	44,811
營 業 投 資 有 価 証 券	11,000,898	未 払 法 人 税 等	106,115
未 収 消 費 税 等	5,183	預 り 金	241,178
そ の 他		そ の 他	273,595
固 定 資 産	3,960,807	固 定 負 債	6,993
投 資 そ の 他 の 資 産	3,960,807	長 期 預 り 金	145,091
投 資 有 価 証 券	9,250	負 債 合 計	145,091
関 係 会 社 株 式	3,883,287		817,784
繰 延 税 金 資 産	68,270	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	15,433,805	株 主 資 本	14,019,853
		資 本 金	4,073,650
		資 本 剰 余 金	10,961,926
		資 本 準 備 金	1,823,650
		そ の 他 資 本 剰 余 金	9,138,276
		利 益 剰 余 金	619,036
		そ の 他 利 益 剰 余 金	619,036
		繰 越 利 益 剰 余 金	619,036
		自 己 株 式	△1,634,759
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	596,139
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	596,139
		新 株 予 約 権	29
		純 資 産 合 計	14,616,021
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,433,805

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	189,596	
自 己 投 資 事 業 収 益	814,035	1,003,631
営 業 原 価		456,216
営 業 総 利 益		547,415
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		534,807
営 業 利 益		12,609
営 業 外 収 益		
そ の 他	929	929
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	110	110
経 常 利 益		13,428
税 引 前 当 期 純 利 益		13,428
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	236,035	
法 人 税 等 調 整 額	△77,733	158,302
当 期 純 損 失		144,875

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社マーキュリアホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 廣瀬文人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹内知明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マーキュリアホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社マーキュリアホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 廣瀬文人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹内知明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーキュリアホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

株式会社マーキュリアホールディングス監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石 堂 英 也 

監 査 役（社外監査役） 増 田 健 一 

監 査 役（社外監査役） 藤 村 健 一 

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第4期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は436,554,338円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することで経営の意思決定を迅速化し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第34条として新設するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
第4条 (機 関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機 関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <削除> 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人

<p>第5条 <条文省略></p> <p>第 2 章 株 式</p>	<p>第5条 <現行どおり></p> <p>第 2 章 株 式</p>
<p>第6条 <条文省略></p>	<p>第6条 <現行どおり></p>
<p><u>第7条 (自己株式の取得)</u></p> <p><u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第8条～第11条</u> <条文省略></p> <p>第 3 章 株主総会</p>	<p><u>第7条～第10条</u> <現行どおり></p> <p>第 3 章 株主総会</p>
<p><u>第12条～第17条</u> <条文省略></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p><u>第11条～第16条</u> <現行どおり></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p><u>第18条 (定 員)</u></p> <p>当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p><u>第17条 (定 員)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、10名以内とする。</u> 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
<p><新設></p>	
<p><u>第19条 (取締役の選任)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。 2. <条文省略> 3. <条文省略> 	<p><u>第18条 (取締役の選任)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって選任する。</u> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり>

<p><u>第20条 (任期)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とする。</u> ＜新設＞ 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ＜新設＞ 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <p><u>第21条 (代表取締役・役付取締役)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、その決議をもって代表取締役 1 名以上を選定する。 	<p><u>第19条 (任期)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役の任期 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削除＞ 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <p><u>第20条 (代表取締役・役付取締役)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、その決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役 1 名以上を選定する。
---	--

<p>2. 取締役会は、その決議をもって、役付取締役1名以上を選任することができる。</p> <p><u>第22条（取締役の報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第23条（取締役会）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <条文省略> 2. <条文省略> <新設> 	<p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から役付取締役1名以上を選任することができる。</u></p> <p><u>第21条（取締役の報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第22条（取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. <u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
---	--

<p><u>第24条</u> (取締役会の招集権者及び議長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <条文省略> 2. 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 	<p><u>第23条</u> (取締役会の招集権者及び議長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
<p><u>第25条</u> (取締役会の決議の方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <条文省略> 2. 前項に定める場合のほか、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u> 	<p><u>第24条</u> (取締役会の決議の方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. 前項に定める場合のほか、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
<p><u>第26条</u> <条文省略></p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第27条 (員 数)</u></p> <p><u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p><u>第25条</u> <現行どおり></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

<p><u>第28条（監査役の選任）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p><u>第29条（任期）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p><u>第30条（常勤監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p><u>第31条（補欠監査役）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第2項の規定を準用する。</u> 3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> 	<p style="text-align: center;"><削除></p>

4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

<削除>

第33条（監査役会の招集）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

<削除>

第34条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

<削除>

第35条（監査役の責任免除等）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

<削除>

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

第 5 章 監査等委員会

第26条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第27条（監査等委員会の招集）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第28条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

<p>＜新設＞</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 <条文省略></p> <p>第38条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第39条 <条文省略></p> <p>＜新設＞</p> <p>第40条 (剰余金の配当及び中間配当金の支払) 1. <u>当会社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができます。</u></p>	<p>第29条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第30条～第31条 <現行どおり></p> <p>第32条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第33条 <現行どおり></p> <p>第34条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第35条 (剰余金の配当の基準日) 1. <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
--	--

<p>2. <u>当会社は、一事業年度の途中において一回に限り、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>3. 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>＜現行第40条第3項から移設＞</p>	<p>第36条（剰余金の配当金の除斥期間）</p> <p>剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>
<p>＜新設＞</p>	<p>附 則</p>
<p>＜新設＞</p>	<p>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重な兼任職の状況)	所有する当社の株式数
1	とよしまとしひろ 豊島俊弘 (1962年9月20日)	<p>1985年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行</p> <p>2001年8月 世界銀行入行</p> <p>2004年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行</p> <p>2005年10月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任</p> <p>2008年10月 同社 代表取締役就任（現任）</p> <p>2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任（現任）</p> <p>2013年1月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任）</p> <p>2014年12月 合同会社ユニオン・ベイ 代表社員就任（現任）</p> <p>2021年7月 当社 代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年7月 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 代表取締役就任</p> <p>2021年9月 同社 代表取締役会長就任（現任）</p> <p>2023年7月 株式会社マーキュリアアドバイザリー 取締役就任（現任）</p> <p>2023年7月 Meruria SG Pte. Ltd. Director就任（現任）</p> <p>2023年9月 Meruria (Thailand) Co, Ltd. Authorized Director就任（現任）</p> <p>2025年1月 Cross-border Investment & Consulting Holding Director就任（現任）</p>	1,049,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	いしのひでや 石野英也 (1963年9月16日)	<p>1986年4月 ソロモン・プラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社</p> <p>2000年4月 スパイラルスター株式会社入社</p> <p>2001年4月 ハローネットワークアジア株式会社代表取締役副社長就任</p> <p>2003年6月 スターキャピタルパートナーズ株式会社取締役就任</p> <p>2004年3月 スポーツバンガード株式会社取締役副社長就任</p> <p>2008年6月 株式会社マーキュリアインベストメント 入社</p> <p>2010年3月 同社 取締役就任（現任）</p> <p>2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任（現任）</p> <p>2011年9月 ADC International Limited Director就任（現任）</p> <p>2013年4月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任）</p> <p>2018年1月 MIC International Limited Director就任</p> <p>2019年3月 エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役（現任）</p> <p>2021年7月 当社 取締役就任（現任）</p> <p>2021年7月 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 取締役就任（現任）</p>	363,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
3	こやまきよと 小山潔人 (1966年2月19日)	<p>1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行</p> <p>2008年9月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任（現任）</p> <p>2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長</p> <p>2016年7月 株式会社マーキュリアインベストメント 転籍</p> <p>2016年11月 株式会社ビジネスマーケット 取締役就任（現任）</p> <p>2020年7月 CF Focus Limited Director就任（現任）</p> <p>2021年7月 当社 取締役就任（現任）</p>	130,400株
4	しまだたかき 島田昂樹 (1985年9月22日)	<p>2009年4月 株式会社日本政策投資銀行入行</p> <p>2024年3月 当社 取締役就任（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資第2部 課長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社日本政策投資銀行 企業投資第2部課長</p>	—
5	※ やのこういち 矢野孝一 (1969年10月6日)	<p>1993年4月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>2005年12月 MAPLETREE出向（シンガポール駐在）</p> <p>2009年7月 伊藤忠商事株式会社建設第二部</p> <p>2011年12月 同社 建設第三部建設第七課長</p> <p>2015年4月 同社 中国住生活・情報グループ兼上海伊藤忠商事有限公司（上海駐在）</p> <p>2019年4月 同社 アジア・大洋州住生活グループ長代行兼伊藤忠インドネシア会社（ジャカルタ駐在）</p> <p>2023年4月 同社 建設第二部長代行</p> <p>2024年4月 同社 建設第二部長（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社センチュリー21・ジャパン 社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>伊藤忠商事株式会社 建設第二部長</p> <p>株式会社センチュリー21・ジャパン 社外取締役</p>	—

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
6	おおにしりかこ 大西利佳子 (1974年6月16日)	<p>1997年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行</p> <p>2002年10月 株式会社コトラ 代表取締役（現任）</p> <p>2017年3月 株式会社ベルパーク 社外取締役就任（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社東和銀行 社外取締役就任（現任）</p> <p>2021年12月 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役就任（現任）</p> <p>2022年4月 マテリアルグループ株式会社 社外取締役就任</p> <p>2023年3月 当社 取締役就任（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社コトラ 代表取締役</p> <p>株式会社ベルパーク 社外取締役</p> <p>株式会社東和銀行 社外取締役</p> <p>株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役</p>	—

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントと大西利佳子氏が代表取締役を務める株式会社コトラとの間には、コンサルティング業務に関する取引関係がありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、同社との取引の金額は、直近事業年度における当社連結売上高及び同社売上高の1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 島田昂樹氏、矢野孝一氏及び大西利佳子氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 島田昂樹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社の株式の21.17%（持株比率）を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外も含めた成長投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
- (2) 矢野孝一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社の株式の12.23%（持株比率）を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・不動産部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
- (3) 大西利佳子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、株式会社コトラの代表取締役として、経営管理の経験、人材紹介及び評価の経験を有していることから、独立的な立場から取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
5. 島田昂樹氏及び大西利佳子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、島田昂樹氏は1年、大西利佳子氏は2年となります。
6. 当社は、島田昂樹氏及び大西利佳子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、矢野孝一氏が選任された場合は新たに同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。各氏の再任が承認された場合は、各氏を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。また、矢野孝一氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当該保険契約は次回更新時において

ても同内容での更新を予定しております。

8. 当社は、大西利佳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者豊島俊弘氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重な兼任職の状況)	所持する 当社の株式 数
1	※ いとうまさとし 伊藤正敏 (1967年12月3日)	1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2016年6月 同行 産業調査部ソリューション企画室長 2017年7月 株式会社マーキュリアインベストメント CEO室出向 2019年5月 同社 内部監査部長（現任） 2021年7月 当社 内部監査部長（現任） 2023年1月 株式会社マーキュリアインベストメント 転籍	—
2	※ おかはしてるかず 岡橋輝和 (1949年11月25日)	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社 顧問就任 2012年3月 株式会社インフォマート 社外取締役就任（現任） 2014年6月 山九株式会社 社外取締役就任（現任） 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役就任 2021年7月 当社 取締役就任（現任） (重要な兼任の状況) 株式会社インフォマート 社外取締役 山九株式会社 社外取締役	—

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
3	※ さきとしお 佐々木 敏夫 (1952年3月3日)	<p>1974年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2004年4月 同行 常務執行役員就任</p> <p>2005年3月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任</p> <p>2006年6月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任</p> <p>2007年7月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任</p> <p>2010年6月 同社 取締役常務執行役員就任</p> <p>2011年2月 同社 取締役専務執行役員就任</p> <p>2014年4月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任</p> <p>2016年4月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就任</p> <p>2017年4月 同社 相談役就任</p> <p>2018年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役就任</p> <p>2018年4月 中央不動産株式会社 顧問就任</p> <p>2021年7月 当社 取締役就任（現任）</p>	—

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ ますだけんいち 増田健一 (1963年1月11日)	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）パートナー就任（現任） 2006年11月 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役就任（現任） 2007年5月 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役就任 2011年3月 株式会社ブリヂストン 社外監査役就任 2016年3月 同社 社外取締役就任（現任） 2016年5月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役就任 2020年3月 中外製薬株式会社 社外監査役（現任） 2021年7月 当社 社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 中外製薬株式会社 社外監査役 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役	-

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び増田健一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社グループと増田健一氏がパートナーを務めるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業との間には、弁護士業務等の取引がございますが、同事務所との取引の金額は、直近事業年度における当社連結売上高及び同事務所売上高の1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. (1) 岡橋輝和氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、三井物産株式会社で要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、監査等委員としての職務を適切に遂行し、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監視・監督、及び経営を独立的な立場から監査することができると判断したためであります。

- (2) 佐々木敏夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、監査等委員としての職務を適切に遂行し、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監視・監督、及び経営を独立的な立場から監査することができると判断したためであります。
- (3) 増田健一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、法律事務所において弁護士としての豊富な経験を有していることに加え、法律事務所におけるパートナーとして経営管理の経験を有していることから、監査等委員としての職務を適切に遂行し、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監視・監督、及び経営を独立的な立場から監査することができると判断したためであります。
5. 岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、両氏ともに3年9ヶ月となります。
6. 増田健一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年9ヶ月となります。
7. 岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び増田健一氏は、特定関係事業者である株式会社マーキュリアインベストメントの役員でありました。同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
8. 当社は、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏との間で社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、伊藤正敏氏の選任が承認された場合は新たに同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、増田健一氏との間で社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は同氏との当該契約を社外取締役として、新たに同様の契約を締結する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び増田健一氏の選任が承認された場合は、各氏を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。また伊藤正敏氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められこととなり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び増田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、各氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

	氏名	社外	独立性	企業 経営	投資/ 運用	営業	国際性	財務/ 会計	法務	サステナ ビリティ
取 締 役 (監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 を 除 く 。)	豊島 俊弘			○	○		○			○
	石野 英也			○	○		○			
	小山 潔人			○	○				○	
	島田 昂樹	○			○	○		○		
	矢野 孝一	○			○	○	○			
	大西 利佳子	○	○	○				○		○
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	伊藤 正敏				○		○	○		○
	岡橋 輝和	○	○	○		○	○			
	佐々木 敏夫	○	○	○		○		○		
	増田 健一	○	○	○			○		○	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年3月29日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、これまでの取締役の報酬額や昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、必要に応じて取締役会の委任を受け社外取締役及び社外有識者が過半を占める報酬委員会で決定いたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「2.会社の現況 (3) 会社役員の状況 ④ 取締役及び監査役の報酬等 二. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役5名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を総額は年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、社外取締役を除く取締役につき、信託を用いて取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さんと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬制度を導入しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行しますので、これに伴い、本制度に係る報酬枠を、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬枠として改めて決定することにつき、お諮りするものであります。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額とは別枠で、2025年12月末日に終了する事業年度から2026年12月末日に終了する事業年度までの2年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2022年3月29日開催の第1回定期株主総会において、ご承認いただいた内容と同一であります。

当該取締役に対する株式報酬制度の内容決定につきましては、「取締役及び監査役の報酬等の決定方針等」に沿った内容となっており、当社は監査等委員会設置会社への移行後も本制度は当該方針にも沿うものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役は3名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2018年の本制度導入時に株式会社マーキュリアインベストメント（以下「M I C」といいます。）で設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者となる取締役	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2025年12月末日に終了する事業年度から 2026年12月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、取締役に交付するため に必要な当社株式の取得資金として当社が拠出 する金銭の上限	合計金200百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場 (立会外取引を含む。) から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり70,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（注）本制度は、当初、2018年12月末日で終了する事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間に在任するM I Cの取締役に対して株式報酬を支給するものとして同社が導入したものですが、同社は、当該3事業年度以降も本制度を継続することを同社取締役会において決議済みで、その後、同社は、当社が2021年7月1日に単独株式移転の方法によりM I Cの完全親会社として設立されたことに伴い、本信託の委託者の地位を当社に移転させております。また、M I Cは、2024年4月19日開催の取締役会において、本制度をさらに継続することを決議しており、その後当社及びM I Cは、2024年12月20日開催の各取締役会において、2025年1月1日付で本制度の対象者をM I Cの取締役から当社の取締役（社外取締役を除く。）に変更し、現在に至るまで本制度を当社が継続して運営しております。本制度を継続している経緯等につきましては、「2024年8月13日付けの適時開示「株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」」をご参照ください。

(2)当社が拠出する金銭の上限

当社は、2022年3月29日開催の第1回定時株主総会決議に基づき、本信託を継続するとともに、2021年12月末日に終了する事業年度から2023年12月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間中に在任する取締役に対する報酬として本制度に基づき取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金を信託しております。さらに、上記3事業年度終了後も、本制度の継続を取締役会で決議するとともに、本信託の信託期間を2027年5月末日まで延長しております。その後、2024年8月に本信託は追加拠出した金銭を原資として当社株式を追加取得しておりますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託にさらに追加拠出し、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得することがあります。ただし、当社株式の取得資金として当社が行う信託は、上記対象期間（2025年12月末日に終了する事業年度から2026年12月末日に終了する事業年度までの2年間）内において合計金200百万円以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とする。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）本制度を継続することができます。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように信託期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することができます。

(3)取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当会社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することができます。

(4)議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5)配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あづさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の品質管理体制、グローバル監査体制、監査方法及び独立性等について総合的に検討したことに加え、新たな視点での監査により当社の会計ガバナンスの向上が期待できることからも、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年12月31日現在)

名 称	EY新日本有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	
	その他の事務所	東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 札幌、仙台、福島、新潟、富山、金沢、松本、静岡、浜松、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	
沿 革	2000年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立	
	2001年7月	法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更	
	2008年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更	
	2018年7月	法人名称を新日本有限責任監査法人からEY新日本有限責任監査法人に変更	
概 要	資本金	1,186百万円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	543名
		(その他の社員)	19名
	職員	(公認会計士)	2,634名
		(公認会計士試験合格者等)	1,086名
		(その他の職員)	2,043名
	合 計		6,325名
	関与会社		3,816社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズ」
電話 03-3501-4411



- Ⓐ JR線／山手線、京浜東北線、東海道本線、横須賀線・総武線（快速）新橋駅
 - Ⓑ 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅
 - Ⓒ 都営三田線 内幸町駅

日比谷口より徒歩約2分
7番出口より徒歩約2分
A2出口より徒歩約3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。